一般競争入札による
町有財産売払実施要領

令和８年１１月

長万部町

・　はじめに

本要領は、長万部町が実施する町有財産の一般競争入札による売払いについて、入札参加申込みの手続、入札方法、落札後の契約手続その他必要な事項を定めるものです。

入札に参加される方は、本要領及び別添の物件調書を十分に確認し、内容を承諾のうえ、お申し込みください。

なお、本要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、長万部町財務規則その他関係法令等の定めるところによります。

１　入札物件

入札により売払いの対象とする物件（以下「物件」という。）は、別添の「物件調書」に記載のとおりです。

２　一般競争入札参加資格

個人及び法人については、町内に住所、勤務先又は事務所・事業所等を有するか否かを問わず、入札に参加することができます。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の３第１項の規定に該当する職員
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者
(3) 町税等を滞納している者
(4) 本要領及び入札公告に定める事項並びに関係法令等を遵守できない者
(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する風俗関連営業その他これに類する業の用に供する目的で物件を取得しようとする者
(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員
(7) 長万部町暴力団排除条例（平成25年長万部町条例第26号）第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者と認められる者
(8) その他、関係法令等により入札への参加が制限されている者

３　入札参加申込み手続

入札への参加を希望する方は、次の期間内に必要書類を提出してください。

(1) 申込期間　令和８年11月27日（金）～令和８年12月17日（木）（土日、祝日は除く）
(2) 受付時間　午前８時30分～午後５時
(3) 提出方法　提出書類を下記の提出先へ郵送又は持参してください。郵送の場合は、令和８年12月17日（木）午後５時までに必着とします。

【書類提出先】
〒０４９－３５９２
北海道山越郡長万部町字長万部453番地１　長万部町役場 総務課 財政係（役場庁舎２階）

(4) 申込みに必要な書類

ア　申込者が法人である場合

①入札参加申請書（様式第１号）

②法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

③納税証明書（法人税・消費税及地方消費税（その３の３）、市町村民税（本社所在地））

④誓約書（様式第２号）

⑤印鑑証明書

⑥入札保証金納入通知書発行依頼書兼保証金返還先口座届出書（様式第３号）

イ　申込者が個人である場合

①入札参加申請書（様式第１号）

②納税証明書（市町村民税、個人事業主の場合は市町村民税、申告所得税・消費税及地方消費税（その３の２））

③誓約書（様式第２号）

④住民票（住民票コード記載あり､マイナンバー記載なし）

⑤印鑑登録証明書

⑥入札保証金納入通知書発行依頼書兼保証金返還先口座届出書（様式第３号）

(5) その他の注意事項

ア　提出された書類は返却しません。

イ　証明書及び住民票は、申請日から３か月以内のものを提出してください。

ウ　各種様式は、長万部町ホームページからダウンロードできます。

エ　共有名義による申込みの場合は、共有者全員について必要書類を提出してください。

オ　売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申請書に記載された申込者又は共有者全員の名義で行います。

カ　申込内容に変更が生じた場合は、速やかに町へ申し出てください。

４　入札参加資格の審査

(1) 町は、提出された書類に基づき入札参加資格を審査し、入札参加者を決定します。

(2) 審査の過程で、書類の内容等について説明を求めることがあります。

(3) 審査結果は、令和８年12月18日（金）までに、「町有財産一般競争入札参加資格審査結果通知書」により通知します。

(4) 参加資格が認められた者であっても、申込内容に虚偽があることが判明した場合その他参加資格を満たさないことが判明した場合は、入札への参加を認めないことがあります。

５　入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札保証金として、入札しようとする金額の100分の５以上に相当する額を、町が指定する納付期限までに納付してください。１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

入札保証金の納付に当たっては、町が発行する納入通知書を使用し、町の指定金融機関等で納付するか様式第３号に記載された町の口座へ振込してください。

(2) 納入通知書の発行

納入通知書は、「町有財産売払一般競争入札参加資格審査結果通知書」に同封して送付します。

(3) 入札保証金の返還

落札者以外の入札参加者が納付した入札保証金は、入札終了後、様式第３号に記載された金融機関口座へ振り込む方法により返還します。

なお、返還する入札保証金には利息を付しません。また、返還までに日数を要する場合があります。

(4) 落札者の入札保証金の取扱い

落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金への充当について、町が指定する方法により取り扱います。

落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の取扱いは、地方自治法第234条第４項その他関係法令等の定めるところによります。

６　入札日時及び入札方法

(1) 入札日時：令和８年12月24日（木）午前９時30分から

なお、入札参加者は、入札開始時刻の10分前までに受付を済ませてください。

(2) 入札場所：北海道山越郡長万部町字長万部453番地１　長万部町役場２階 会議室

(3) 入札時に持参する書類

ア　町有財産売払一般競争入札参加資格審査結果通知書

イ　入札書

ウ　委任状（代理人が入札する場合）

エ　入札保証金の納付を確認できる書類（領収書の写し又は振込明細書等）

※入札受付の際に提出してください。

(4) 入札の方法

ア　入札書は、当日持参してください。郵送による入札は行っていません。

イ　入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ物件番号及び氏名（法人の場合は法人名）を記載した封筒に封入し、入札書函に投函してください。

ウ　代理人（従業員の方も含む。）が入札する場合は、委任状が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印のうえ受付の際に提出してください。

エ　投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

(5) 入札時の注意事項

ア　入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加することができません。

イ　入札会場への入場は、入札参加者又はその代理人に限ります。

ウ　会場の都合により、入場できる人数を制限する場合があります。

７　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者の入札

(2) 所定の納期限までに入札保証金の納付のない者の入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の５に相当する額に満たない者の入札

(3) 入札書に必要事項の記載がない入札又は入札金額を確認できない入札

(4) 同一物件の入札について、２通以上の入札書を提出した者の入札

(5) 他人の代理を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

(6) 入札者の記名押印のない入札書による入札

(7) 入札書の記載内容が不明確で、入札者の意思を確認できない入札

(8) 入札に関し不正の行為があった者の入札

(9) 入札金額が当該物件の最低売払価格に達していない入札

(10) その他、本要領で指定した以外の方法により入札した者の入札

８　落札者の決定

(1) 落札者は、町が設定した最低売払価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格をもって入札した者とします。

(2) 最高金額の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに「くじ引き」によって落札者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。

(3) 落札者が契約を締結しない場合は、地方自治法施行令第167条の２第１項第９号の規定に基づき、当初の落札金額の範囲内で、次順位の入札者その他契約の相手方となる者と随意契約を締結することができるものとします。この場合において、契約条件は、関係法令等の定めるところによります。

(4) 落札者は、入札終了後、引き続き今後の手続きについての打ち合わせをいたします。

９　契約の締結

(1) 落札者は、契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札決定の通知を受けた日から７日以内に売買契約を締結してください。

(2) 落札者が上記の期限までに契約を締結しない場合の取扱いについては、地方自治法その他関係法令等の定めるところによります。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙その他契約締結に必要な費用は、落札者の負担とします。

(4) 売買契約は、町が契約保証金の納付を確認した後、町と落札者が契約書に記名押印することにより締結するものとします。

10　契約保証金及び売買代金の納付

(1) 契約保証金

落札者は、町が指定する方法により、契約締結までに契約保証金を納付してください。契約保証金の額は、売買契約金額の100分の10以上とします。

(2) 入札保証金の充当

入札保証金は、落札者の申出により、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。この場合、落札者は、契約保証金の額から入札保証金の充当額を差し引いた額を納付してください。

(3) 売買代金の納付期限

落札者は、売買契約金額から契約保証金の額を差し引いた残額を、町が指定する方法により、契約締結日から30日以内に納付してください。

(4) 契約保証金の売買代金への充当

(3)の規定により売買代金の残額が納付されたときは、契約保証金を売買代金の一部に充当し、これをもって売買代金の全額が納付されたものとします。

(5) 納付期限までに売買代金が納付されない場合の取扱い

落札者が納付期限までに売買代金を納付しない場合の契約の解除及び契約保証金の取扱いについては、契約書、地方自治法その他関係法令等の定めるところによります。

11　物件の引渡し及び所有権移転等

(1) 物件は、売買代金の全額納付を町が確認した後、現状有姿のまま引き渡すものとします。なお、現地での引渡しは行いません。

(2) 所有権移転登記は、売買代金の全額納付後に行います。登記に必要な書類の提出その他の手続については、町の指示に従ってください。

(3) 所有権移転登記に必要な登録免許税その他の費用は、落札者の負担とします。

(4) 町は、地盤、土壌汚染その他物件の状況に関する調査を実施していません。落札者が調査を実施する場合、その費用は落札者の負担とします。

(5) 物件の利用に当たり、建築基準法、都市計画法、文化財保護法その他関係法令、北海道の条例及び町の条例等による制限や手続が必要となる場合があります。落札者は、必要に応じて関係機関に確認してください。

(6) 土地の形質変更、その他の工事を行う場合は、落札者の責任と負担において実施し、騒音、粉じん等による周辺環境への影響に配慮してください。

12　建物・工作物付きの物件に関する特記事項

(1) 町が把握している物件の状況については、物件調書に記載しています。

(2) 物件は、敷地内に存する町所有の附帯建築物、構築物、設備、家具及び什器類を含め、現状有姿のまま引き渡します。入札参加者は、入札前に物件の現況を十分に確認してください。

(3) 建物・工作物を解体撤去する場合の費用は、落札者の負担とします。解体撤去に当たっては、関係法令等を遵守し、周辺環境に配慮してください。

13　その他

(1) 入札参加者は、入札に参加する前に、本要領、物件調書その他関係資料を十分に確認し、物件の現況、利用上の制限及び売払条件を承諾したうえで入札に参加してください。

(2) 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、関係法令等に基づき、町が必要な判断を行うものとします。

(3) 入札及び売買契約に関しては、関係法令等を遵守してください。

(4) 町が保有する図面等の資料については、提供できない場合があります。必要な資料の有無については、事前に町へ確認してください。

14　お問い合わせ先

本要領及び町有財産の売払いに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

長万部町役場　総務課　財政係 電話01377-2-2000（内線225）

※お問い合わせは、土日、祝日及び12月29日から１月３日を除く午前８時30分から午後５時15分までとする。